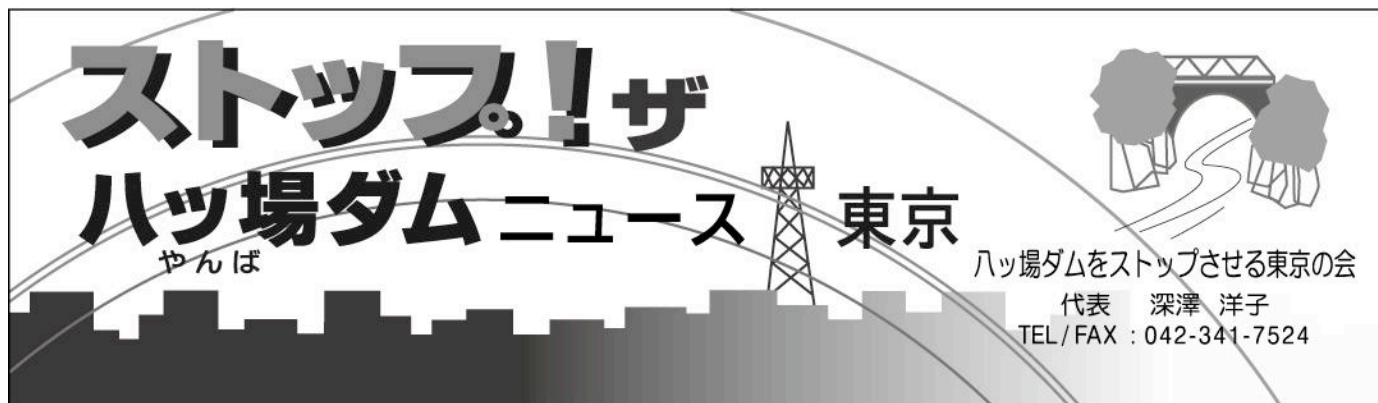




ハッ場ダムはほんとうに止まるのか ～国の動きとからめて～

1. ダムに依存しない河川行政への転換を目指す国

昨年の9月16日に鳩山政権が発足したその日、ハッ場ダムと川辺川ダムの中止が表明されました。10月9日、国土交通省は、平成21年度の143事業から、平成21年度完成の6事業と中止の1事業の合計7事業を除いた136事業について見直すことを明らかにしました。

これからはムダなダム等事業をしっかりと見直すと同時に、ダム予定地住民の生活再建に力を入れることになります。

この動きに対して、10月19日に発表された「ハッ場ダム建設事業に関する1都5県知事共同声明」をはじめとする、知事たちの各地での反発が報道されています。しかしその根拠は事実と反したもので、反対のために作り上げた口実であることを、私たちは知事宛の文書や記者会見で明らかにしてきました。最近になってマスコミの論調は、個別のダムに対して「本当のところ必要なのか不要なのか検証しよう」と変わってきました。

11月20日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の設置を発表しました。（詳しくは下の項）

12月25日、「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する考え方について」を発表しました。本体着工に至っていない国のダムはすべて対象とすること、本体着工に至っていない補助ダムについては起業者である道府県に見直しの協力を要請すること等が次々と発表されました。ハッ場ダムはもちろん、検証ダムになっています。路木ダム、内海ダム、浅川ダムは補助ダムで、知事たちによる駆け込み推進で本体工事契約直前でしたが、知事たちに見直しを要請しつつ、実施計画が定められる年度末に検証対象ダムとするか否かを判断することになりました。

2. 「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」問題

この有識者会議は、「ダムに依存しない河川行政を目指す」ことを目標にした大臣の私的諮問機関です。ここで143ダムの見直し基準が提言されることになります。これまで「ダム依存の治水」を国は進めて来ました。その方向転換を果たす上でこの有識者会議は大きな役割を果たすことになります。

この試みそのものは評価したいのですが、心配なことが二つあります。

その一つは、「ダム依存の治水」を国と共に積極的に推進してきた人たちが相当数この有識者会議を構成していることです。彼らが本当に「ダムに依存しない河川行政を目指す」前原国土交通大臣の意向に沿う働きができるのか大変心配です。

その二つは、この会議が「傍聴不可」になっていることです。これまでの「ダム依存の治水」を転換する

ことはそう簡単なことではありません。議論が国民にオープンな形で行われ、国民の合意事項となることで初めてそれは可能になります。

私たちはこれまでに3回、前原大臣と中川座長に会議の公開を求める要請書を提出しましたが、聞き入れられていません。そこであらためて全国の河川・環境に関わる市民団体の賛同をつのり、2月8日、108団体の連名で、4回目の要望書を提出したところです。

3. 1月15日の第2回「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」

2回目は、これまでのダム依存型水行政に異論を唱えてきた淀川水系流域委員会の生みの親であり且つ国交省を退職して同流域委員会の委員長を務めた宮本博司氏と、水源開発問題全国連絡会連共同代表の嶋津暉之氏に、参考人として出席要請がありました。二人とも公開を求めましたが聞き入れられませんでした。宮本氏は「非公開であるならば出席拒否」を選択され、嶋津氏は「有識者会議が少しでも後ろ向きではない答申を出すように」と出席要請に応じました。お二人の結果は異なるものの、苦渋の決断でした。

冒頭に座長が、公開要請があったことを報告、非公開の理由を説明し、「今後は座長に一任」としました。その主旨は、この会議では特定の河川、ダムも議論の対象となるが、それがそのままオープンになると、その関係住民に不安を与える恐れがあるので、公開しないというものでした。しかし、これは理由にならない理由です。

嶋津暉之氏はハッ場ダム事業計画を事例として、ダムに依存しない河川行政が必要であること、それを可能にする上でやるべきこと、を提示しました。この時の配布資料は国交省のホームページに掲載されています。http://www6.river.go.jp/riverhp_viewer/entry/y2010e63a795e5783f9cc2330b4991f1d97ae84f539bef.html

(このうちの資料1-1, 1-2, 1-3, 1-4が嶋津氏の配布資料です。資料1-2がスライドで使ったものです。)

会議の全体的な雰囲気としては、治水計画の目標流量を現実的な値にし、超過洪水対策として、耐越水堤防と氾濫受容の可能性を探っていく方向性はあったように思います。その中で特に重要な課題は耐越水堤防(越流洪水があった場合に、直ちに決壊しない堤防)の技術的な見通しをつけることです。これが今後の治水対策の要になりますので、それを求める国民的な運動を展開していくことが必要だと思います。

4. ハッ場ダム中止を法的に裏付けるには

国がハッ場ダム中止の方針を持ち、法的中止に至るまでの手順を踏み始めていることは事実です。政府が力ずくで「ハッ場ダム中止」を強行することは法的には可能と思われますが、中止を民主的に確定するには、ダム予定地住民の合意、流域都県知事の合意、流域住民の合意が必要です。

利根川の治水の上でも、1都5県の利水上のことでも、ハッ場ダムがなくても十分に生活をしていけることが広く合意されなければなりません。ハッ場ダムなしの方が私たちの生活にはるかにプラスなんだよ、ということを広く知ってもらうように、多くの人に今まで以上に働きかけなければなりません。

野党が多数を占める都議会で「ハッ場ダム不要」が議会の意思になること、ハッ場ダム等の4大新規事業を排除した利根川水系河川整備計画を策定すること(現在策定作業が中断している)等々、私たちが働きかけることは沢山あります。今は「何が何でもダム」という国からの重い蓋が取り払われたので、利根川水系においても「ダムなし河川行政」が流域住民の合意を得られるまで、あともう一息のことと思います。

(水源開発問題全国連絡会共同代表・ハッ場ダムをストップさせる東京の会幹事 遠藤保男)



▲要望書を知事に提出

東京の会では、都議会に対し「ハッ場ダム見直しとダム予定地住民の生活再建」を求める請願署名に取り組み、街頭署名などで3週間の間に1000筆以上を集め、11月30日提出しました。その際、野党都議会議員にも同席していただき、同趣旨の要望書を知事に提出、記者会見を開きました。

その後、署名は4300筆に達しています。多くの方にご協力頂き、心より感謝申し上げます。

2月17日に最終的にとりまとめ提出する予定ですので、急ぎよ集めていただける方は、ハッ場あしたの会のHP(<http://www.yamba-net.org/>)から署名用紙をダウンロードして16日必着でお送りください。

都議会では、2月22日(月)午後1時からの都市整備委員会で、この請願が審議される予定です。

ぜひみんなで傍聴に行き、審議の行方を注視しましょう！

それでも ハッ場ダムは いらない



ー東京高裁での勝利をめざして

西島 和

1 東京高裁へ控訴理由書を提出

昨年12月25日に、東京高等裁判所で控訴審の第2回進行協議期日が開かれ、控訴人（住民側）から、東京地裁・定塚判決を批判し、ハッ場ダムに対する東京都の負担金支出が違法であることを明らかにする控訴理由書を提出しました。控訴理由書は全277頁の大作ですが、そのポイントをいくつかご紹介します。

《1》利水負担金472億円の負担に関する東京都の裁量について

利水に関する建設費負担金の支出が「違法とはいえない」とした定塚判決は、ハッ場ダムによる利水の要否の判断にあたって、「給水に支障が生じないよう、ある程度の余裕をもって設定する」、「水道水の安定供給確保の観点」のみを重視し、水道法及び地方公営企業法の求める「水道事業の適正かつ能率的な運営」や「常に企業の経済性を発揮することを経営の基本原則とする」ことや、地方自治法及び地方財政法の求める最少経費原則については、全く考慮していません。

例えば、東京都の水需要予測において、計画負荷率が不当に低く設定され、これが過大な予測の一因となっているという点について、「都は日本の首都であり、・・・ひとたび渇水が生じれば社会的に大きな混乱が生じることは想像に難くない」から、利根川流域の各県や国と比較して「水道水の安定供給確保の観点に重きをおいた手法を採用することは、むしろ合理的な理由がある」として是認し、また、東京都が、現在利用している多摩地区の地下水を水源として認めないまま、新たなダムを必要としている点について「仮に、多摩地区の地下水利用について、現時点で削減する必要があるとはされていないとしても、将来にわたり削減する必要があることが確実視されていない以上は、直ちに将来にわたっての安定的な水源であるとみなすことができるということにはならない」として是認する、という調子です。

しかし、田村達久早稲田大学教授（行政法）は、湯西川ダム住民訴訟で提出された意見書において、「水需要予測に基づく新規水源の確保（設備投資）において、どのような事項を考慮するかについて、行政に判断の自由（裁量）が認められるとしても、行政に裁量が認められる根拠は、行政が専門的判断能力を備えている以上、専門家としての公正・適切な判断義務を負うという点にあるし、地方自治行政においては、効率性の義務・原則が遵守されなければならない。したがって、新規水源の確保（設備投資）についての判断の公正さ・適切さが裁判で争われた場合、裁判所は、①水需要予測が合理的かどうか（水需要の減少傾向が考慮されているかどうか） ②効率性の義務・原則に従った行政裁量権行使がなされたかどうか、について判断する責務がある」と論じておられます。裁判所がこのような責務を負うことは、市民感覚からもうなずけることであり、このような責務を果たしていない定塚判決の欠陥は明らかです。

東京都は、財政が逼迫している財政事情のもと、1日約50万立方メートルのハッ場ダムによる水源を確保するために、直接事業費として都が472億円もの巨額の負担をする必要性があることを基礎付ける事実の有無について全く考慮しておらず、また、より少ない費用で、同等程度の効果を得ることができるかどうかの代替手段（節水対策、既存水源の活用による水源確保の可否）の検討も皆無です。このように、ハッ場ダムによる利水が必要との東京都の行政判断には、当然考慮すべき要素を考慮していないという致命的な問題があるから、これらの点だけでも、東京都がハッ場ダムによる利水を得るために、その建設費用を負担することは、裁量逸脱または濫用があり、違法と評価されるべきであり、原判決の判断は誤りである、というのが控訴理由のポイントのひとつです。

《2》治水負担金160億円の支出の違法性について（1）

河川法に基づく受益者負担金の支出の適法性については、定塚判決は、負担金支出が違法となる場合を、非常に狭く限定して、負担金支出が違法でない結論付けました。つまり、「納付通知のさらに前提となる

利根川水系工事実施基本計画及び利根川河川整備基本方針（ハッ場ダムの治水対策上の必要性）自体の瑕疵、あるいは、ハッ場ダムの建設に関する基本計画ないしこれらに基づき建設されるハッ場ダムそれ自体（ダムサイトの危険性、地すべりの危険性）の瑕疵が重大かつ明白であって、利根川水系工事実施基本計画ないし利根川水系河川整備基本方針及びハッ場ダムの建設に関する基本計画が無効であるなどの特段の事情がない限り、国土交通大臣のする通知が著しく合理性を欠き、そのため予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合に当たるとはいえないと解するのが相当である。」というのです。

しかし、人見剛北海道大学教授（行政法）は、水戸地方裁判所へ提出された意見書のなかで、自治体の負担金支出が違法となる場合は、定塚判決で示された基準より広いはずと論じておられます。

また、そもそもハッ場ダムの事業費は利根川の河川管理者である国が負担するのが原則であり（河川法 59 条）、例外的に事業費を自治体に負担させることができるのは、河川法 63 条 1 項の要件を満たす場合、すなわち自治体に負担金額に相応する「著しい利益」（他の都府県が一般的に受ける利益を超える特別の利益）がある場合に限られます。

したがって、東京都の負担金約 160 億円の支出が適法といえるためには、東京都に 160 億円相当の利益がなければならないのに、定塚判決は東京都が「著しい利益」を受けるか否かについての判断を回避する判断基準を定立したもので、明らかに誤りです。

《3》治水負担金 160 億円の支出の違法性について（2）

さらに、控訴理由書では、「発生する可能性が抽象的できわめて小さい事実でも、それがハッ場ダム計画の適法性を根拠づける事実である限り判断材料とする」という定塚判決の不公正さを批判しました。

例えば、現況の河道で計画降雨が発生しても八斗島地点で 1 万 6 7 5 0 立方メートルの洪水しか発生しませんが、国交省は、八斗島の上流における将来の河道整備により上流部の氾濫がないことを前提として八斗島における基本高水のピーク流量を毎秒 2 万 2 0 0 0 立方メートルと設定しています。判決は「八斗島の上流にも多くの市街地や農地があり、河道整備がされる可能性が皆無ではない」から、国交省の計画は不合理ではない、としています。八斗島上流において河道整備の具体的な計画はなく、そもそも河道整備を必要とする水害の調査もされていないのですから、河道整備がなされることは「皆無にひとしい」のであり、このような事実を考慮すべきではありません。

また、奥西一夫京都大学名誉教授の指摘されたダム貯水池地すべりの危険については、国土交通省が現に各所での地すべりの危険性を認識しつつ、今後、「対策工事を検討している」こと、「地すべり対策の再検討を行い修正を加えることを予定していること」、「今後も実施される地すべり調査などにより地すべり対策に修正を加えることを予定していること」、「貯水池全域の斜面を対象に再検討を行うことを予定していること」という各事実を認定して、「完成後のダムは危険ではない」としています。

しかし、判決で認定された事実は、国土交通省は、ハッ場ダム建設予定地には、各所に地すべりの危険性があることを認識していながら、現在のハッ場ダム建設計画等の中では、これらの地すべりの危険性に対する具体的な対策を確立していないということ、いいかえれば、ハッ場ダムはどれだけ費用をかければ安全なダムになるかわからない、ということを明らかにするものにほかなりません。

このままでは国交省が「万全の対策を講じる」と明言しながら試験湛水後に地すべりが発生し、追加工事等で事業費が当初予算の 1.5 倍以上となった大滝ダムの失敗が繰り返される可能性もあり、このような危険なダム計画に、東京都が税金を支出することが違法であること、これを適法とした定塚判決の誤りは、あまりに明かです。

なお、定塚判決は、「環境影響評価義務等に違反する国の事業に都が公金を支出することが違法である」との原告の主張についてはまったく判断しておらず、このような怠慢が許されないことも当然です。

2 誰のための裁判所？ 千葉地裁で不当判決

今年 1 月 19 日に、千葉地裁で、千葉県のハッ場ダム事業に対する負担金支出の違法を訴えた住民の訴えを却下・棄却する不当判決がなされました。

千葉地裁では、東京地裁で却下された治水担当の自治体職員の証人申請が採用され、千葉県にはハッ場ダムによる治水上の「著しい利益」がないことが明らかとなっていましたし、千葉地裁の堀内裁判長は、「きち

- 5 -

昨年12月に二つの集会

田中清子

住民訴訟5周年報告集会“ハッ場ダムはかくして止まる！”

昨年12月6日、会場の全水道会館には、「ハッ場ダム中止」への具体的な動きを懸念する市民約150人が詰め掛けた。一体今後の裁判の行方や私たちの活動のあり方はどうしたらよいのか？そうした疑問や期待に十分応えられる充実した集会だった。

保坂展人さんの講演は、公共事業チェック議員の会前事務局長の経験に裏打ちされたものだった。戸倉ダムやハッ場ダムの現地ルポは『週刊朝日』で周知の通りである。去る12月3日に国交省がスタートさせた「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」についても切り口鋭く言及した。メンバーの人選も問題だが、非公開で密室化したことは自民党時代よりも遅れていると批判し、「最終段階で市民側の検証委員会を立ち上げて公開討論したらいい」と提言する。この「有識者会議」の公開を求める活動は、その後今日まで市民連絡会が中心になって4回の要望書を提出するに至っている（1、2p参照）。

次に登壇したのは高橋利明弁護士。11月末に東京高裁に280頁もの「控訴理由書」を提出ばかりで意気軒昂である。一番で未完だった堤防調査を8月に行い、遂に「カスリーン台風が再来しても利根川は溢れない」ことを立証したと語って、聴衆を圧倒。利根川上流域にどれ程足を運んだのだろう。国交省のずさんな計算や情報隠しの実態が次第に明るみに出るのは、情報公開請求や裁判所をとおした調査囑託で得られた情報の分析、またこうした現地調査などの地道な作業の「^{たまもの}賜」である。「八斗島地点で高水

流量2万2000m³/s」はハッ場ダム造りを正当化するための方便であると語り、高裁で闘っていく決意を表明した。

嶋津暉之さんは、ダム中止を非難する1都5県知事らの言い分に反論しつつ、ハッ場ダム中止確定までの道筋について説明した。そして早期の生活再建、地域再生のための法律の制定が不可欠であると訴えた。

1都5県の原告代表による報告、国会・都県議会の議員諸氏の発言はいずれも説得力があり、最後にアピールを採択した会場は共感の輪で一体となった感があった。

▲ 保坂展人さん
(撮影: 日高信一さん)



▲オープニングは高らかに松平晃さんのトランペット
(撮影: 佐藤守さん)

ハッ場のこれからを考える緊急集会「ダムなし生活再建への道」

(主催: ハッ場あしたの会、ハッ場ダムを考える1都5県議員の会)

東京での集会から1週間後の12月13日、表記の緊急集会が高崎市で開催された。ダム中止後の現地再建問題に関心を寄せる約250名の市民が、群馬を中心に下流域からも集まって、専門家らの提言に耳を傾けた。

まちづくりの専門家、西田穰さんは、中止後の地域像はあくまで地域の人々が決めるべきであるとしながらも、ダム建設を前提とした過大な計画があるため、事業仕分けの必要があると指摘。その上で家屋の建築費用への助成や国有地の有効活用などを提言した。

そして、自治体財政の研究者、大和田一紘さんは、ダム中止の如何にかかわらず、長野原町の財政状況に警鐘を鳴らす。本来の財政規模より倍近く肥満させられていると現状を分析するからだ。ダム事業開始に伴って下流都県が拠出した負担金などで70~80億円規模になっており、ダム事業が終われば負担金は止まり、学校や公共下水道など身の丈に合わない施設の維持管理費など支出ばかりが増大する結果を招くと見通す。

嶋津さんは、解決のためには、国による財政的援助を含めた特別立法の早期制定が不可欠になると語る。

更に、「湖面1号橋」が建設されれば地域再生に大きな障害になるのは必至で、今後のハッ場ダム中止を左右する争点だと訴え、2月頭に予定されている橋脚の入札延期に緊急に取り組んでいると報告した（7p参照）。

他にも、都市計画プランナーの司波寛さん、映画監督の大西暢夫さん、清流川辺川を守る県民の会代表の中島康さんから貴重なご意見、提言があり、盛り沢山な内容だった。

会場の高崎シティギャラリーでは、若いスタッフがロビーで署名活動をしたり会場整理をしたり、各自その持場でキビキビと働いている姿がとても印象的であった。

1月24日、前原国交大臣と住民との意見交換会が長野原町で開かれた。

今回の意見交換会は、前原大臣からの再三の要望に応じたものだが、ダム推進の住民組織は、「ダムを中止した後の生活再建について対話したい」という大臣の希望を拒否する方針を決め、あらかじめ12名の発言者を選定。発言内容についても事前に調整した。

前日からダム推進をアピールする右翼の街宣車が走り回り、多数の報道関係者(168人!)が詰めかけ、騒然とした中で迎えた当日。発言者のうちダム反対の住民は僅か一人、ダム推進を訴える発言だけに拍手が鳴り響くという異様な集会だったが、「ダム推進」が一枚岩でないことも明るみに出た。事業の行方が生活・営業にかかわる川原湯温泉の住民代表が具体的な生活再建の中身に踏み込んだ一方で、周辺地区からは抽象的な民主党批判が繰り返されたのだ。今回の集会は町民に公開されたので、参加者138名が対話の現場を目撃することになった。

この3日後、前原大臣は参議院予算委員会でダム事業に依存しない「真の生活再建」に取り組むことを言明した。群馬県は2月1日、現川原湯温泉駅前に建設が計画されてきた湖面一号橋(群馬県が事業主体)の入札を強行。長野原町長らは湖面一号橋の建設を強く求めているが、地元では近くに湖面二号橋も建設中であることから、「52億円もかけて巨大な橋をまた造るくらいなら、巡回バスや雇用の場作りの方がずっと役に立つ」という声も少なくない。来年度予算の箇所づけに事業の見直しが具体的に反映されるか注目される。地元がダムを必要とする理由の一つがダム湖観光とされている。だが、本音でダム湖観光を考えている住民は、実はそれほど多くない。それでもダムを前提とした代替地への移転が進んでいるのは、現状ではダム事業による補償以外に生活再建の手立てがないからだ。政権が交代しても、代替地の安全性、道路事業の進捗状況など、ダムの関連事業が抱える問題には殆どメスが入っていない。

このところマスコミでは、ヒ素や地すべりなどの問題がようやく取り上げられるようになってきた。ハッ場あしたの会では、2月11日の学習会「ハッ場ダム上流のヒ素問題」に続き、地質について情報を発信するため、4月11日には奥西一夫さんを現地にお招きし、午前中フィールドワーク、午後から学習会を予定している。



▲前原大臣と現地住民の意見交換会を報じる朝日新聞(1/25)部分

ハッ場あしたの会関連のイベントいろいろ

◆学習会 ハッ場ダム上流のヒ素問題

日時:2010年2月11日(祝) 16時半開場、17時開始

場所:前橋市総合福祉会館会議室(3F)

講師:保坂展人さん(前衆議院議員・ジャーナリスト)

資料代:300円(参加費無料)

主催:ハッ場ダムを考える群馬県連絡会 お問い合わせ(真下:090-4756-8202)

◆講演会「地方財政から見たハッ場ダム」

日時:3月28日(日)13時半~16時半

講師:大和田一紘さん(NPO多摩住民自治研究所理事長)

会場:前橋市総合福祉会館社会適応訓練室(2F)

主催:ぐんま住民と自治研究所 連絡先:027-343-0887(宇津野)

◆ハッ場ダム予定地周辺の地すべり問題をテーマに 現地見学&学習会

日時:4月11日(日) 現地見学(午前)・学習会(午後)

講師:奥西一夫さん(京大名誉教授)ほか

現地見学申し込み:027-253-6706 info@yamba-net.org(あしたの会渡辺)

◆アースデイに出展 4月17日(土)~18日(日) 於:東京・代々木公園パタゴニアブース

◆現地見学会

日時:5月9日(日) 川原湯温泉駅前集合 12時半~4時半 申し込み:同上渡辺



緊急カンパのお願い



ハッ場ダムをストップさせる東京の会会員ならびに支援者の皆様

日頃から、私たちの諸々の活動を支援して下さい、本当にありがとうございます。

ハッ場ダム中止への道筋はいまだ混沌としてはいますが、住民訴訟を提起して6年間、ハッ場ダムの不要性を主張して来た私たちにとっては、目指す目標がやっと実現するものと、一筋の光明を見出した喜びがあります。

さて現在、わが弁護団は周到な準備を重ねて控訴に臨む態勢を整えています。つきましては、会員ならびに支援者の皆様に、今後の裁判を進めるためのカンパをぜひ寄せていただきたくお願いする次第です。これまで弁護士さんは、全く無償でこの裁判闘争に参加され、先頭に立って法廷の内外での活動を推進して下さいました。そればかりか、裁判費用は自前の財源から拠出して下さっていた経緯があります。原告はこの6年間、それに甘んじてまいりました。ところが、その財源も限度があり、払底してしまったのが現実です。これまでの弁護団のご厚意と信念に改めて感謝するとともに、今後は私たち自身が財源を用意する責任があると決意しているところです。具体的には、控訴手続きの印紙代、学者意見書の執筆謝礼などで数十万円ほど必要となります。この事情をご理解の上で、ぜひ会費一口1000円に加え、何口かのカンパをお寄せ下さいますようよろしくお願い申し上げます。

新政権の政策転換を背景に、司法の場でもハッ場ダムの不要性が認められる日まで、あと一歩です。ぜひ一緒に勝訴をかちとりましょう！

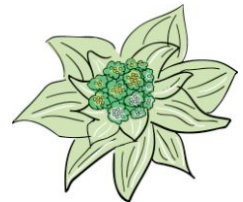
会計担当 田中清子

振替：00120-8-629740 ハッ場ダムをストップさせる東京の会

イベントのお知らせ

第6回ハッ場ダムをストップさせる東京の会総会

- ◆日時：2月27日(土)午後2～4時、
- ◆会場：コアいけぶくろ(豊島区民センター)5階音楽室(100人収容)
- ★総会后、3時頃から、渡辺洋子さんに現地の話を聞く予定



<署名のお願い>

首都圏4事業(ハッ場ダム・霞ヶ浦導水・湯西川ダム・南摩ダム)の中止と現地住民の生活再建の早期実施を求める署名(総理・国交大臣宛)を集めています。

署名用紙を同封いたしましたので、ご協力をお願いいたします。

第一次締切りは3月末、ハッ場あしたの会 HP から署名用紙のダウンロード、インターネット署名ができます。

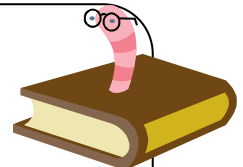
http://yamba-net.org/modules/page/index.php?content_id=1



おすすめ!

瀬戸昌之著「持続社会への環境論

—入会地の悲劇」を超えて(有斐閣・2009年)



著者は東京農工大学名誉教授で、「人がより豊かに生きるための環境学」を提唱、地球の様々な入会地(万人が共有すべき社会や自然の財)に起きている問題をマクロな視点から数量的に捉え、その本質的な解決法を提案している。たとえば、全国の治水ダムの総容量は24億トンだが、国土の68%をおおう森林は444億トン、水田は68億トンと、けた違いの治水容量を持っている。結局、雨水を飲み込み、ゆっくり吐き出す森林や水田を保全することこそ必要なのだ。

(文責：深澤)